愛知県国民健康保険団体連合会
第三期中期経営計画

平成30年度～平成32年度

平成30年4月

愛知県国民健康保険団体連合会

Aichi Federation of National Health Insurance Organizations

基本理念

本会は、保険者の共同体としての責務を十分に認識し、保険者の有効かつ、有益な情報基盤の拠点となるべく、信頼と安心を提供する国保連合会を目指し、一層良質な保険者サービスの提供に努める。

また、国保・介護保険事業等の運営の一翼を担う機関としての「誇り」をもって、保険者等とともに事業の改善と創出に努め、その安定運営を追求する。

目　次

Ⅰ　中期経営計画策定の趣旨
1　経営計画の趣旨 …… 1
2　計画の期間 …… 2
3　計画の構成 …… 2

Ⅱ　国保連合会を取り巻く状況
1　国保の都道府県単位化 …… 3
2　国保審査業務充実・高度化基本計画 …… 5

Ⅲ　第二期中期経営計画での取組みと成果
1　財政基盤の確立と健全な財政運営 …… 6
2　組織及び人事管理体制の整備 …… 7
3　情報を活用した業務の拡大とセキュリティ対策 …… 10
4　審査支払業務の効率かつ適正化 …… 15
5　保険者及び市町村サービスの充実・拡大 …… 18

Ⅳ　第三期中期経営計画　基本計画・実施計画
1　健全で安定的な財政運営
(1)将来にわたり持続可能な財政運営 …… 21
(2)財産の有効活用について …… 23
2　組織及び人事管理体制の整備
(1)組織体制の整備及び適正な人員配置 …… 25
(2)職員研修の充実・強化による人材育成 …… 27
3　情報を活用した業務の拡大とセキュリティ対策
(1)ITを活用した業務改革の推進 …… 29
(2)情報セキュリティ体制の強化 …… 33
4　審査支払業務の効率かつ適正化
(1)審査事務の充実・強化 …… 35
(2)画面審査の効果的な運用 …… 39
(3)診療報酬等支払過誤に係る保険者業務の軽減 …… 41

5　保険者及び市町村サービスの充実及び拡大
(1)保健事業への支援 …… 43
(2)保険者事務の軽減 …… 47
(3)介護保険・障害者総合支援業務の充実・強化 …… 53

➢ V　実施体制
1　計画の作成と進捗管理 …… 56
2　達成度・取組み状況の評価 …… 56
3　社会情勢の変化等への対応 …… 56

Ⅰ　中期経営計画策定の趣旨

1　経営計画の趣旨

国民健康保険は、中高年齢者が多く加入し医療費が増加する一方、被保険者の所得水準は低く保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題を抱える中、平成30年度から新たに県が財政運営の責任主体となる大改革に伴い、広域的な事業展開が図られることになり、新たな事業への拡大が期待できる。

本会では保険者への負託に応えるべく、中期経営計画（第一期：平成20年度から平成24年度、第二期：平成25年度から平成29年度）を策定し、進捗状況を管理し、適切な運用を図ってきたところであるが、この目まぐるしく変化する国保を取り巻く状況に的確に対応するため、効率的な組織体制の構築、業務環境の変化に対応できる広い視野を持った職員の育成、保険者のニーズに沿った良質なサービスの提供、透明で健全な事業運営の確保が必要である。

こうした変化や課題を踏まえ、これまでの中期経営計画を継承しつつ、保険者サービスの更なる充実と改革を推進していくため、ここに第三期中期経営計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。

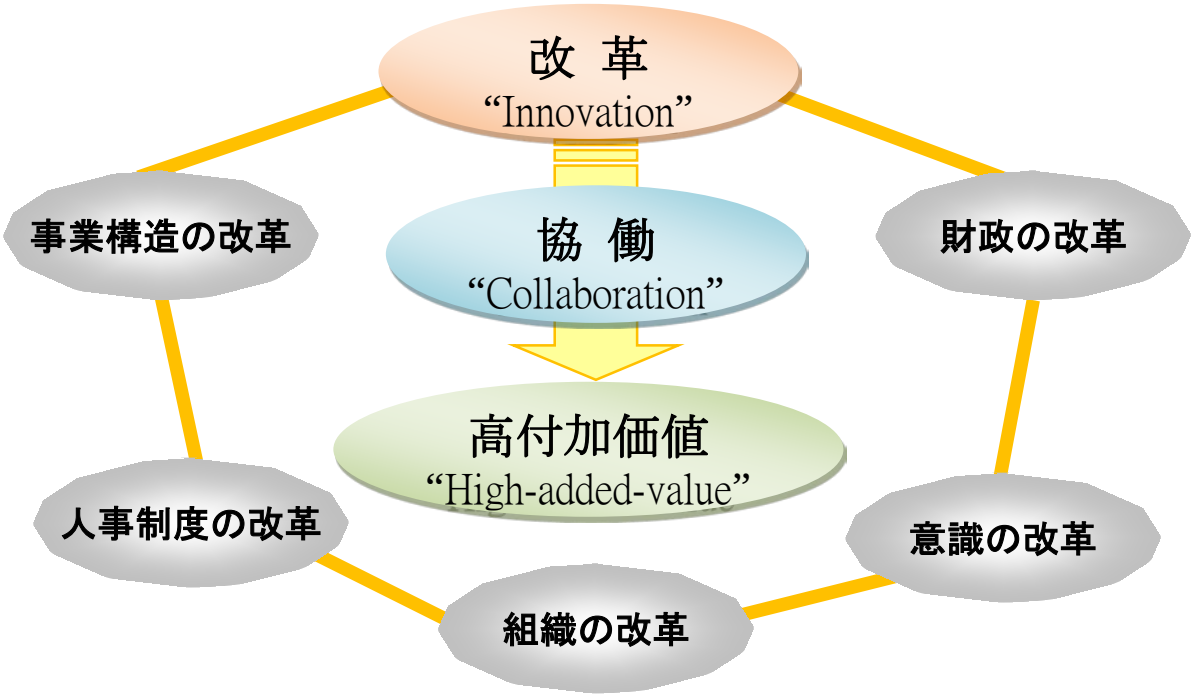

2　計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とする。

3　計画の構成

本計画は、基本計画とその達成に向け個別の取組みについて定める実施計画の二部構成とする。

また、進捗管理については、本会内部で構成する委員会でチェックし、具体的な対策を講じるなど、適切な運用を図る。

なお、基本計画と実施計画に関しては、諸情勢の変化に合わせて適時に内容の見直しを行うものとする。

中期経営計画策定

これまでの中期経営計画の内容を継承しつつ、基本計画と実施計画の二部構成により計画を策定する。

進捗管理

年度単位で進捗状況をチェックし、目標達成に向け具体的な対策を講じる。

評価・改善

適切な運用を図り、着実に計画を遂行する。達成状況や諸情勢の変化に合わせ、内容の見直しを行う。

Ⅱ　国保連合会を取り巻く状況

1　国保の都道府県単位化

平成27年5月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度からは都道府県が、市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの中心的な役割を果たすことで、制度の安定化を図ることとされた。

これを受け、県では、市町村と一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、国保運営方針連携会議及び、ワーキンググループを設置し、県と市町村、そして本会も一員となり、意見交換・調整が行われた。

その中では、国民健康保険の運営に関する統一的な運営方針として、「愛知県国民健康保険運営方針」が策定されるとともに、市町村が担う事務の効率化等に資する具体的な取組事項や実施時期等（以下に記載）についても協議が行われ、今後も継続的に検討を行い、順次取組みを進めていくこととされた。

本会としても、平成の大改革と言われる30年度を新たなスタートの年と位置づけ、安定した国保運営に貢献できるよう努めるとともに、保険者の共同体としての役割を十分果たせるよう、合理的かつ効率的な事業運営に努めていく。

○収納対策（収納対策の充実に資する取組み）

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
収納担当職員に対する研修会の実施	平成31～32年度中
複数の自治体による滞納整理事務の共同実施に対する支援	継続的な協議が必要

○県による保険給付の点検・事後調整

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師による広域的な不正請求事案発見のための広域的調査等	平成31～32年度中
広域的な診療報酬等不正請求事案の対応に関する市町村間調整	引き続き実施
東海北陸厚生局へのレセプトの写しの一括提供	平成31～32年度中

○レセプト点検の充実強化

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
査定基準、マニュアル作成（手引き）	平成31～32年度中
レセプト点検の研修会の拡充実施	平成31～32年度中

○療養費の支給の適正化

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
療養費支給、取組の事例集作成	平成30年度中
療養費支給、取組みに係るマニュアル作成（手引き）	平成31～32年度中
被保険者及び医療機関・施術所への周知	平成31～32年度中
療養費の市町村への指導・助言	平成31～32年度中

○レセプト点検の充実強化

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
査定基準、マニュアル作成（手引き）	平成31～32年度中
レセプト点検の研修会の拡充実施	平成31～32年度中

○第三者求償や過誤調整等の取組強化

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
第三者求償研究会参加機会の増や内容の充実強化、アドバイザー派遣	平成31～32年度中

○医療費の適正化に向けた取組み

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
糖尿病対策推進会議との連携	平成29年度中
糖尿病重症化対策について医師会との調整	平成29年度中
重複・頻回受診者対策の助言、専門職派遣、広域実施	平成31～32年度中
重複・頻回受診者対策の事例集作成	平成30年度中
重複・頻回受診者対策に係るマニュアル作成（手引き）	平成31～32年度中
特定健診、特定保健指導の事例集作成	平成31～32年度中
特定健診、特定保健指導の効果的な実施	平成31～32年度中

○広域的及び効率的な運営の推進に向けた取組み

優先的取組項目の具体的内容	実施時期
高額療養費の多数回該当に係る事例集作成	平成30年度中
国の考え方を踏まえた高額療養費の多数回該当に係る県内の統一的な取扱い集作成	平成31～32年度中
高額療養費の申請勧奨、受付事務の標準化・効率化	平成31～32年度中
70歳から74歳の高額療養費支給申請書の簡素化に係る取扱い基準の検討	平成31～32年度中
給付制限に係る取扱い	平成29年度中
重複・頻回受診者に対する訪問指導の共同実施	平成31～32年度中
糖尿病重症化予防の取組みの共同実施	平成31～32年度中

※愛知県国民健康保険運営方針　参照

2 国保審査業務充実・高度化基本計画

平成29年10月4日、国保中央会及び国保連合会は、これまで以上に審査業務の高度化・効率化に積極的に取り組むため、「国保審査業務充実・高度化基本計画」を策定した。

この計画の基本的な考え方としては、①厚生労働省及び支払基金の審査業務改革と一体となった取組みの推進　②人とシステムの審査業務能力向上の好循環による審査業務の高度化・効率化の追求　③保険者の共同体としての特性を生かした審査業務の充実の3つを柱としている。中でも、審査業務の充実に関しては、国保連合会が国保データベース（KDB）システムを活用した保健事業や各種の医療費適正化、介護保険、障害者総合支援など市町村等の保健・医療・福祉分野全般の業務支援に取り組んでおり、これらの業務と連携し総合的に事業展開することで審査業務を一層充実したものにするとした。

具体的な取組みとしては、コンピュータチェックのみで審査を完結する割合を高めるほか、最大の課題である審査基準の差異解消に向け、全連合会のうち8割以上が採用している基準を全国共通の取扱いとする等としている。

本会はこの基本計画を踏まえ、保険者や被保険者の財政負担の軽減を図り、ICT活用等により審査業務の高度化・効率化にこれまで以上に積極的に取組む。

審査業務の充実・高度化に向けた具体的な取組み	
審査支払システムの開発	厚生労働省と支払基金が行う新システム開発に向けた仕様検討の段階から、国保中央会・国保連合会も参画し、国保総合システムの次期刷新時（平成36年度）において整合的かつ効率的な機能の実現に努力
	開発・運用に係る保険者負担の抑制及び2画面審査機能や傾向審査機能を実装
	セキュリティ対策の強化
効率化の推進に係る取組みの強化	コンピュータチェックルールの公開
	返戻査定理由の明確化
	審査支払手数料の設定の在り方の見直しの検討
審査基準の差異解消に向けた取組みの強化	統一的なコンピュータチェックルールの設定
	全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会の承認を得た上で、 ・審査基準の統一化の推進 ・事務付託審査の推進の実施
審査委員会の在り方等の見直し	中央での審査拡大の検討
	審査委員会の在り方の見直しの検討
	業務内容の見直しを踏まえた効率化の推進
	人材育成の取組みの強化
新たな取組みの実施	介護給付費明細書等と国保・後期レセプトの突合審査
	都道府県が実施する県内市町村異動被保険者に対する給付点検の支援

Ⅲ　第二期中期経営計画での取組みと成果

1　財政基盤の確立と健全な財政運営

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
1-1	国保診療報酬等審査支払手数料の適正化	今後の各システムの開発状況及び毎年度の決算状況を考慮した審査支払手数料単価の適正化	総務課

進捗状況 ・ 結果	・レセプト処理に関する経費は、国保のみならず公費・福祉を含めた審査支払手数料を充当し、必要がある時は目的に応じ積立金もその財源としてきたが、平成29年度からはさらに国保総合システムの次回の開発費用・機器購入費用を積立てていく必要が生じたため、手数料単価を36円86銭から46円86銭へ引き上げた。 ・福祉分・後期分・介護分の審査支払手数料単価は、経費の圧縮及び件数の伸び等を勘定し、平成26年度に福祉分を44円10銭から32円40銭へ、後期分を57円75銭から48円60銭へ、平成27年度に介護分を48円60銭から34円02銭へ引き下げた。
評　価	・国保分・後期分・福祉分・介護分の各手数料単価の適正化を達成できた。

2　組織及び人事管理体制の整備

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
2-1-1 2-1-2	組織体制の整備及び適正な人員配置	・適正な人員配置と効果的な人員構成 ・受託業務の拡大に向けた組織体制の構築	職員厚生課

進捗状況 ・ 結果	・新規事業の開拓と支援業務の充実を図ることを目的とし、保険者支援課の新設。 ・療養費適正化の強化を目的とした審査各課の再編等平成30年度実施の新国保制度を見据え、組織体制を整備した。
評　価	・愛知県国保運営方針連携会議等に出席し、県や市町村の動向に関し、意見交換・意見調整を行い、本会の事務機構及び事務分掌を検討・整備し、5部2室14課から4部3室13課へ組織のスリム化を行った。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
2-2	人事評価制度の醸成と適正な運用	・人事評価制度課題検証並びに適宜改善実施体制の構築 ・人事評価制度の周知徹底	職員厚生課

進捗状況 ・ 結果	・平成19年度からの3ヶ年を試行期間とし、22年度から本格導入した。26年度には評価基準を明確化するため、評価項目を詳細に設定した「人事評価支援システム」を導入した。 ・28年度には本会職員給与規程取扱細則の一部改正を行い、人事評価結果の給与への反映を本格的に開始した。
評　価	・制度導入当初においては、上司・部下のコミュニケーションツールとして浸透し、システム導入により制度の公平性・透明性が高まり、適切な制度運用が可能となった。 また、28年度からは、結果を給与へ反映させたことにより、PDCAの強化、職員のモチベーションアップにつなげた。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
2-3-1 2-3-2 2-3-3	職員研修の充実・強化による人材育成	・人材育成研修計画の作成と効果測定 ・保険者の負託に応えうる職員の育成 ・専門研修の実施と効果測定	職員厚生課

進捗状況 ・ 結果	・事業計画及び職員研修計画に基づく研修カリキュラムを計画通り実施した。特に、平成27年度からは、これまでの職階別研修を改め、「自ら学ぶ姿勢」を重要視して、複数の研修項目から職員が希望して受講する「カフェテリア方式」を導入した。 ・審査支払機関として質の高い審査事務共助を行うため、審査委員等医療関係者を講師に迎え、審査専門スキルアップ研修を実施し、職員のレベルアップを図った。 ・職員の資質向上及び人材育成のため、愛知県、愛知県後期高齢者医療広域連合等関係機関へ派遣研修を実施した。
評　価	・関係機関への職員派遣研修、カフェテリア方式による職員研修等により職員個々の意識改革・資質向上・人材育成に向けての一定の成果は得られた。

3　情報を活用した業務の拡大とセキュリティ対策

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-1-1 3-1-2	ITを活用した業務改革の推進	・システムインフラの活用 ・サービス向上、新サービス提供、システム更改	情報システム課

進捗状況 ・ 結果	・国保総合システムの活用による、第三者行為求償事務のオンライン化の実施や、保険者専用ネットワークの介護、保健事業への利用拡大に伴い、更なるセキュリティ対策として、認証局の導入や、USBメモリ（外部記憶媒体）の接続の管理等国の要件を上回るセキュリティ対策を開始した。 ・制度改正に伴うシステム対応について、標準運用を基本としサービス維持・費用削減を実現した。 ①独自構築の電子帳票システムを標準システムへ運用移行し、システムにかかる開発費用を削減 ②機器の高性能化や処理の効率化により業務負荷を軽減し、システム運用コストを削減
評　価	・保険者専用ネットワークを活用した各業務について、国保制度改正に伴う特定個人情報の取扱いも見据えたセキュリティ対策を実施することで、サービスの向上を実現している。 ・制度改正に伴うシステム更改・導入にあたり、全国共通の運用を理解したうえで、安定した移行とサービスレベルの維持を図った。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-1-3	業務改革の推進	環境変化への対応	総務部 監査室

進捗状況 ・ 結果	・新国保制度に向け、平成27年度から新国保制度対策本部及び新国保制度対策検討部会を設置し、本会内の方向性等を議論・検討した。 ・国保法改正後の国民健康保険運営方針を策定するために県に設置された愛知県国保運営方針連携会議の構成員の一員として会議に出席し意見交換・意見調整を行った。 ・マイナンバー制度については、関係法令及びガイドラインの遵守、並びに平成29年4月に「特定個人情報等取扱規程」（以下、「取扱規程」という。）を制定し、特定個人情報等の保護に万全を期した。 ・取扱規程にかかる安全管理措置等（情報等の取扱い、盗難・漏洩の防止及びアクセス制御等）において、すでに情報セキュリティ活動を行う体制が構築されており、ISMSと一貫した取組みを行うことができた。
評　価	・新たに求償対策課を設置する等、保険者ニーズに対応した体制を整えることができた。 ・国保法改正の動向を注視し、それに対応するための調査・検討を行い関係規則の整備を行う等、新国保制度施行に向けた体制を整えることができた。 ・特定個人情報等の取扱いについて内部監査を実施し、関係法令、ガイドライン及び取扱規程に基づく安全管理措置の実施が適正と判断された。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-1-3	ＩＴを活用した業務改革の推進	環境変化への対応	管理部

進捗状況 ・ 結果	・国保保険者県単位化に伴う国保保険者標準事務処理システムに関する説明会等に参加し情報収集に努めるとともに、市町村向け説明会等を開催し情報共有に努めた。 ・平成30年4月稼働予定の国保情報集約システムに伴う市町村被保険者の個人番号（マイナンバー）登録へ対応した。 ①市町村が行う特定個人情報保護評価（PIA）の対応 ②法令、本会特定個人情報等取扱規程等に基づく市町村との契約を準備
評　価	・平成30年4月稼働予定の国保情報集約システムに係る準備を確実に実行した。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-2	医療費適正化対策	・医療費分析 ・糖尿病重症化予防事業の推進	保健事業課

進捗状況 ・ 結果	・医療費分析では保険者での分析作業を支援するため、国保データベース(KDB)システムだけでなく本県独自医療費分析システム(AI Cube)を活用し、保険者に有効な情報を提供した。 ・AI Cubeでは、保険者努力支援制度の評価指標に沿った帳票を提供し、糖尿病重症化予防事業の推進においてはモデル保険者での事業支援や重症化リスクの高い被保険者の抽出や、事業評価を効果的に分析ができる機能を提供した。国保保険者のみでなく、地域包括ケアシステムの構築の推進を見据え、介護保険事業計画の策定支援をするための帳票も提供した。
評　価	・計画期間において上記システムの安定稼働を実現することができた。また、保険者での課題やニーズを基にKDBシステムを補完するための開発を継続的に実施し、その結果をAI Cube上に機能追加を図る等保険者のデータ活用を支援することに貢献した。

№	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-3	情報セキュリティ体制の充実	・ISMSの継続的な改善 ・職員の情報セキュリティに対する意識の向上	監査室

進捗状況 ・ 結果	・平成25年12月のISO/IEC27001認証取得以降、外部委託先点検マニュアル及び情報セキュリティ事故対応ガイドラインの制定等、毎年本会ISMSルールの見直しを実施した。 ・パスワードルールの変更、不正アクセスによる情報漏洩対策の強化及び入退室管理システム導入等、情報セキュリティ対策の継続的な改善を図った。 ・職員に対して、研修の実施及び情報セキュリティ自己点検等を毎年実施し、意識の向上を図った。
評　価	・内部監査、マネジメントレビュー等の結果から、PDCAサイクルにより本会ISMSの継続的改善が実施された。 また、認証審査機関による年1回の維持審査及び3年毎に実施される更新審査において、認証が継続されていることから、本会の情報セキュリティ対策は有効であった。 ・職員の情報セキュリティに対する意識の向上の結果、誤発送等による情報セキュリティ事故件数が年々減少した。（平成26年度：18件、平成27年度：5件、平成28年度：4件、平成29年度：0件）

4　審査支払業務の効率かつ適正化

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
4-1	審査事務の充実・強化	・査定率の目標の設定 ・高点数レセプト等の審査事務共助方法の見直し ・審査委員会における審査の充実 ・常務処理委員、審査専門嘱託員と審査事務共助職員との連携強化 ・審査事務共助職員の能力向上 ・審査基準の統一化に向けた取組み	審査部

進捗状況 ・ 結果	・本会の査定率は、昨年度とほぼ同等の0.231%(上半期)で、支払基金愛知支部の査定率(0.222%)を上回っているものの目標数値の0.240%には至っていない。 ・補助情報を有効に活用することにより、審査事務共助レベルの向上・均一化を図った。 ・高点数事務共助担当者のジョブローテーションにより高点数(13万点以上)の査定点数の向上に努めた。 ・土、日曜日を活用する審査委員が増えたことで、審査委員の審査時間を確保した。 ・常務処理審査委員等との相談日を設け審査事務共助職員が、助言を受けた。 ・全体職員研修、課別研修等の研修を実施し審査事務共助職員の能力の向上を図った。 ・社保・国保審査連絡協議会、事務レベルの打合せ会を開催し審査基準の統一化に努めた。
評　価	・査定率の目標数値(0.240%)は達成できなかったが、支払基金愛知支部を上回ることができた。 その他の実施項目については、概ね達成した。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
4-2	画面審査の効果的な運用	・二画面審査の拡充 ・機械チェックの拡充 ・調剤レセプトとの突合審査	審査部

進捗状況 ・ 結果	・国保中央会審査支援項目エラーコード補助情報の入力を積極的に進めた。 ・機械チェック項目を拡大するとともに、その検証結果を毎月の研修会、打合せ会により適時情報共有を図った。 ・歯科における査定率は、機械チェック項目の拡充により、全国的にも上位の水準を維持した。 ・突合審査を充実させたことにより、保険者からの再審査申し出件数が減少した。
評　価	・各実施項目について計画通り取り進め、成果を上げることができた。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
4-3	診療報酬等支払過誤に係る保険者業務の軽減	・医療費確定前に資格不備分を返戻する対象の拡大 ・保険者間調整の制度の普及 ・医療機関等に向けて被保険者証等の確認に関する啓発活動の実施	管理部

進捗状況 ・ 結果	・平成28年8月より柔整分について、医療費確定前に保険者による被保険者資格確認を全保険者へ拡大し実施した。 ・平成27年度より開始した保険者間調整の普及に努めた結果、処理件数が以下のとおり増加した。 平成27年度 ・・・・・・・・ 2,964件 平成28年度 ・・・・・・・・ 5,693件 平成29年度（上半期）・・・ 4,091件 ・平成26年度より被保険者証の確認を促すメッセージを増減点返戻通知書等発送用封筒等に掲載した。
評　価	・保険者間調整等を確実に実行し資格確認業務における保険者業務の軽減に努めた。

5　保険者及び市町村サービスの充実及び拡大

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
5-1	保健事業への支援	・保健事業 ・特定健診、特定保健指導	保健事業課

進捗状況 ・ 結果	・「病気を根底から無くしていくための方策」として、保険者の保健事業へ人的支援や研修会開催による技術的支援・助成支援を実施した。併せて従来の本会助成金交付事業を見直し、助成対象となる保健事業の拡大を図った。 ・特定健診・特定保健指導の普及啓発及び受診率向上対策では、特定健診受診勧奨ハガキの作成やモデル保険者での電話勧奨事業を実施、元中日ドラゴンズの山本昌氏を本会の健康ナビゲーターに就任頂き普及啓発活動を発展させて、対策を推進した。
評　価	・保険者が実施する保健事業が効果的に実施できるよう、人的支援・技術的支援・助成支援という複数の面から支援を実施することができた。特定健診受診勧奨ハガキを利用した保険者では、微増ながらアップしていることから、向上対策としては効果的であった。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
5-2	保険者事務の軽減	・保険財政共同安定化事業事務の軽減 ・第三者求償事務の支援強化	保健事業課 求償対策課

進捗状況 ・ 結果	・保険財政共同安定化事業について平成27年度からの対象医療費の拡大に伴い、第三者求償情報の自動連携等の対応のためのシステム開発をした。 また、保険者事務を効率的かつ円滑に運営するため、国保運営事務共同処理検討委員会等において調査研究を行った。 ・国保、介護保険、後期高齢者医療制度のほか、生活保護に係る求償事務を開始するとともに自転車、スポーツ、子供のけんか、ペットの噛みつき事故等の個人賠償保険に加入している場合の求償事務についても受託し、求償事務の支援強化を図った。 ・損害保険会社と傷病届の作成支援に関する覚書を締結し、求償事案の掘り起し支援を図った。 ・啓発事業については広報用ポスターを刷新したほか、リーフレットやチラシを新規作成し、本会ホームページへ掲載するとともに保険者への配布を行った。
評　価	・平成27年度からの保険財政共同安定化事業における対象医療費の拡大対応において、市町村事務の軽減を実現した。 ・第三者行為求償事務担当者研修会や保険者訪問支援事業を通じて保険者求償事務担当者への助言や求償事務全般に関する相談を行い、保険者求償事務の標準化に努めた。 ・第三者行為求償システムを効率的に活用するとともに、保険者の負託にこたえるべく、求償事務対象レセプトの抽出作業を本会で行うよう運用変更して保険者事務の軽減を図った。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
5-3	介護保険・障害者総合支援業務の充実・強化	・保険者支援の充実・強化 ・介護給付適正化事業の充実・強化 ・事業所対応の強化	介護福祉室

進捗状況 ・ 結果	○保険者支援の充実・強化 ・保険者の職員を対象とした介護予防従事者研修会及び介護サービス苦情相談担当者等研修会を開催した。 ・新しい介護予防・日常生活支援総合事業に係る審査支払業務、共同処理業務及び苦情相談業務を受託した。 ・審査支払業務、苦情・相談業務、市町村と共に行う苦情申立てに関する調査及び緊急性の高い通報情報の取扱い等を講座等で保険者担当者に説明を行った。 ○介護給付適正化事業の充実・強化 ・保険者職員の知識向上のためのケアプラン点検実務者研修会及び介護給付適正化保険者研修会を開催した。 ・適正化の充実強化を目的とした介護保険者個別訪問事業を実施した。 ○事業所対応の強化 ・県及び市が開催する事業者説明会等へ講師の派遣を行った。 ・介護給付費の原則電子請求化及びISDN回線による請求終了に関する広報を実施した。 ・事業所へ送付している返戻（保留）一覧表の返戻事由ごとの対応方法等、ホームページへの掲載情報を拡充した。
評　価	・実施計画に基づき、各項目の業務を概ね実施することが出来た。 第三期中期経営計画期間に向け、さらなる業務の充実・強化を行っていく。

Ⅳ　第三期中期経営計画 基本計画・実施計画

1　健全で安定的な財政運営

（1）将来にわたり持続可能な財政運営

【現状と課題】

本会における平成30年度一般会計及び診療報酬審査支払特別会計始め16の特別会計の予算総額は約2兆円となっている。そのうち医療費、介護給付費等に関する支払勘定を除いた一般会計及びその他業務勘定の割合は、全体の0.5%未満である。これに係る財源は、一般負担金、国庫補助金、審査支払手数料、積立金等であり、積立金繰入金を除いた歳入のうち審査支払手数料収入が8割を占めている。

平成29年度から、従来からの単年度収支における赤字の解消と、新たな国保総合システム等の開発費用、機器購入費用を積立てていくため、国保診療報酬審査支払手数料を1件あたり10円引き上げ、収支の均衡を達成したところである。

しかしながら、少子高齢化や社会保険の適用拡大による国保の支え手の減少が影響する本会の収入の減少に対応できるよう、引き続き、保険者へのサービスの低下を招くことなく経費の削減に努め、明確な目的・基準に基づく適正な積立金の積立てを行うことにより、保険者に一時的な負担の増加を招くことのないよう努める。

【実施項目と取組方法】

業務の効率化による経常的な経費の縮減と適正な積立金の管理

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
1-1	将来にわたり持続可能な財政運営	業務の効率化による経常的な経費の縮減と適正な積立金の管理	総務課
具体的な取組み	➢ システム運用費等の経常的な経費を更に見直すことで、国保分の手数料単価（税別）を据え置きとする。 ➢ 厚生労働省通知に基づく積立金の取崩し、積立てを行う。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・国保分　46円86銭（税込） 43円39銭（税別） 据置き ※消費税8% ・システム運用費等の経常的な経費の見直し ・厚生労働省通知に基づく積立金の取崩、積立	・国保分　47円73銭（税込） 43円39銭（税別） 据置き ※平成31年10月　消費税10%	・国保分　47円73銭（税込） 43円39銭（税別） 据置き ※消費税10%

1　健全で安定的な財政運営

（2）財産の有効活用について

【現状と課題】

本会が所有している東郷町の土地については、平成2年にレセプトの電算処理の増加に対応するため、電算処理センター用地として理事会承認のもと取得した。

しかしながら、IT技術の急速な進展を始めとする社会情勢の変化に伴い、名古屋市内にあるデータセンターを活用することにより、当初の計画よりも利便性が高く、より安価に目的が達成できたため、現在までその土地は未活用の状態である。

こうした中、本会においては、東郷町へ土地の利用計画の確認や専門機関による土地の状況調査依頼など、処分も含めた土地の利活用について引き続き検討を行っていく。

所在地	地番	地目	地積
愛知郡東郷町大字諸輪字篠木	78-120	山林	694㎡
愛知郡東郷町大字諸輪字篠木	78-121	山林	3,669㎡
愛知郡東郷町大字諸輪字篠木	78-127	山林	304㎡
愛知郡東郷町大字諸輪字篠木	78-128	山林	1,983㎡
愛知郡東郷町大字諸輪字篠木	78-180	山林	105㎡
愛知郡東郷町大字諸輪字篠木	78-186	山林	13㎡

【参考】平成29年度　一般社団法人日本不動産研究所調査結果
大規模かつ飛び地を含む不整形地であること、近隣地域を含め開発計画がないことを踏まえると現状この土地の利活用は困難

【実施項目と取組方法】
土地の有効活用又は処分の検討

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
1-2	財産の有効活用について	土地の有効活用又は処分の検討	総務課
具体的な取組み	➢ 東郷町への土地の利用計画の確認の継続 ➢ 自治体・公共団体への譲渡を含めた処分方法の検討 ➢ 土地及び近隣地域の状況を定期的に確認して適正な管理		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・利用計画の確認	→	→
・処分の検討	→	→
・近隣地域の状況の定期的な確認	→	→

２　組織及び人事管理体制の整備

（１）組織体制の整備及び適正な人員配置

【現状と課題】

第二期中期経営計画の期間においては、平成30年度実施の新国保制度を見据え、保険者支援課の新設をはじめ、本会の事務機構・事務分掌を変更し、組織体制を整備してきたところであるが、今後については審査支払機関として支払基金の動向を視野に入れつつ、昨年末に愛知県から示された「愛知県国民健康保険運営方針」、及び、保険者・被保険者の財政負担の軽減を目的に、昨年10月に全国国保連合会・中央会そして審査委員会が共同で作成・公表した「国保審査業務充実・高度化基本計画」に柔軟に対応出来得る組織体制を構築する必要がある。

【実施項目と取組方法】

有能な人員確保と効果的な人員配置

退職者数等を勘案し、有能な人材確保に努めるとともに業務の変革に柔軟に対応できる組織体制を整備し、職員の能力を最大限引き出せる有効な人員配置に努める。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
2-1	組織体制の整備及び適正な人員配置	有能な人員確保と効果的な人員配置	職員厚生課
具体的な取組み	➢ 退職者数を勘案し、適正な採用者数を検討する。 ➢ 企業説明会等に参加し、有能な人員の確保に努める。 ➢ 事務内容を分析し、有効な人材活用に努める。 ➢ 効率的な事業運営に向け、事務機構及び事務分掌の見直しを検討する。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・企業説明会等の参加、就職活動サイトに登録するなど幅広い採用活動を実施	→	→
・事務機構及び事務分掌の見直しを検討しつつ、適正な人員配置等、次年度体制の構築	→	→

2　組織及び人事管理体制の整備

（2）職員研修の充実・強化による人材育成

【現状と課題】

急速に変化する社会情勢、審査支払機関を取り巻く環境の変化に合わせ、保険者の負託に十分応えられる専門集団であり続けるため、職員に意識改革を促し、スキルアップを図るため、本会独自で研修を開催してきたところである。

今後についても、効果的で魅力ある研修プログラムを実施し、いかなる変革にも対応出来得る職員の育成に努めていかなければならない。

【実施項目と取組方法】

①　能動的な人材育成研修の実施と効果測定

職員に求められるスキルを効果的に身に付けられる研修プログラムを企画・検討するとともに、職員が能動的に研修を受講できるよう「カフェテリア方式」により研修を実施する。

また、研修受講後のアンケート調査等により理解度等を把握する。

②　専門研修プログラムの実施と効果測定

職員に求められる専門知識の習得に向けた研修プログラムを関係部署と調整・協議のうえ実施し、研修受講後のアンケート調査等により、理解度等を把握する。

③　保険者の負託に応えうる職員の育成

保険者への派遣研修を実施し、保険者における業務を体験することによって、本会に求められる保険者支援業務の調査・研究を行いつつ、職務遂行力、組織支援力、組織運営力等の人材育成に努める。

№	基本計画	実施計画項目	主管部署
2-2	職員研修の充実・強化による人材育成	・能動的な人材育成研修の実施と効果測定 ・専門研修プログラムの実施と効果測定 ・保険者の負託に応えうる職員の育成	職員厚生課
具体的な取組み	➢ 「自ら学ぶ姿勢」を重要視し、複数の効果的な研修のなかから希望するものを選択して受講する「カフェテリア方式」により研修を実施する。 また、研修受講後のアンケート調査等により理解度等を把握する。 ➢ 「本会に求められる専門的知識の習得に向けた研修プログラム」の実施や、希望又は選定による外部専門研修等への参加により、職員のスキルアップにつなげる。 ➢ 保険者への派遣研修を実施し、保険者における業務を体験することによって、本会に求められる保険者支援業務の調査・研究を行いつつ、職務遂行力、組織支援力、組織運営力等の人材育成に努める。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・職員に求められるスキルを効果的に身に付けられる研修プログラムを企画・検討し、カフェテリア方式により実施する。 ・職員に求められる専門知識の習得に向けた研修プログラムを関係部署と調整・協議のうえ実施 ・研修受講後のアンケート調査等により、理解度等を把握する。 ・職員の希望または選定による専門研修・講座の受講 ・保険者への派遣研修を実施し、保険者の業務を体験することにより、本会の保険者支援として何を求められているかを調査・研究するとともに、職務遂行力等の人材育成につなげる。	→	・継続的実施とともに、3年間の取組み状況について確認・分析し、次期計画に向け更なる検討の実施

3　情報を活用した業務の拡大とセキュリティ対策

（1）ITを活用した業務の推進

【現状と課題】

平成27年5月に発生した日本年金機構の個人情報流出事故を受け、国の情報セキュリティ対策に沿い、国保中央会の打ち出した医療保険ネットワークにおける情報セキュリティ対策を遵守し、本会では平成28年度に①情報系ネットワークに係るセキュリティ対策②情報系ネットワークと基幹系ネットワークの分離③基幹系システムのセキュリティ対策の対応を完了した。

また、平成30年度に実施される新国保制度より、市町村とマイナンバーを含む資格情報の連携を行うことに伴い、総務省が求める自治体情報セキュリティ対策についても、平成29年度において、二要素認証機器を導入することで対応を完了した。

今後も、国保制度改正を始めとする取り巻く環境の変化に、的確に対応するため、迅速な情報収集を図ると共に、プライオリティー（優先順位）や投資効果を十分に考慮し、臨機応変にITを活用した業務の推進を図る必要がある。

【実施項目と取組方法】

① システムインフラの活用

更なる信頼性の向上と新規事業等における有効活用を目的として、ネットワークのセキュリティ対策を推進する。

② ITサービス向上・新サービス提供・システム更改

保険者サービスの向上、各種システム更改などのIT施策を計画し、効率的かつ着実に遂行する。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-1-1	ITを活用した業務の推進	システムインフラの活用	情報システム課
具体的な取組み	➢ ISMSにおける情報セキュリティ対策基準に基づき、各システム利用時における情報セキュリティ対策を実施する。 ➢ 国保情報集約システムを利用した市町村との資格情報に係る日次連携等を含む運用に際し、特定個人情報等取扱規程に基づき、特定個人情報等の取扱いに十分な注意を払い、情報セキュリティ対策を実施する。 ➢ 保険者と国保総合システム業務端末を介して行うデータ提供及び受領において、国保中央会の定める医療保険ネットワーク運用規約に基づき、情報セキュリティ対策を実施する。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・庁内及び保険者ネットワークにおける情報セキュリティ対策の実施。 ・国保情報集約システムにおける情報セキュリティ対策の実施。	→	→

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-1-2	ITを活用した業務の推進	ITサービス向上・新サービス提供・システム更改	情報システム課

具体的な取組み

- 平成30年1月より本稼働した新国保総合システムにおいて、平成30年4月からの新国保制度より開始される国保情報集約システムとの情報連携を適切かつ円滑に実施し、国保総合システム標準機能を活用した保険者サービスの向上に努める。
- 平成30年4月より本稼働する国保情報集約システムにおいて、市町村との資格情報に係る日次連携等を適切かつ円滑に実施し、新国保制度への適切な対応を行う。
- 平成31年4月に実施される元号改正に係るシステム改修を円滑に実施する。
- 平成32年度の機器更改に向け、的確な対応に努める。
- 支払基金業務効率化・高度化計画の動向を把握しつつ、国保審査業務充実・高度化基本計画に沿った対応を進めると共に、平成36年度の次期国保総合システム更改に向けた検討を実施する。

年　度　目　標

平成30年度	平成31年度	平成32年度
・国保総合システム及び国保情報集約システムの安定稼働。	→	→
・平成36年度の国保総合システム更改に向けた事前検討。	→	→
・平成32年度の機器更改に向け、情報収集を行い計画を策定する。 ・平成31年4月の元号改正に伴うシステム改修を実施する。	・更改対象機器の調達を行い導入構築を実施する。	・機器更改を実施したシステムの安定稼働に努める。

３　情報を活用した業務の拡大とセキュリティ対策

（２）情報セキュリティ体制の強化

【現状と課題】

情報セキュリティ対策について、本会が保有する情報資産をあらゆる脅威から保護することは、本会に課せられた重大な社会的責務であるという認識のもと、適切な管理に努めている。

本会は、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS)を構築、平成25年12月にISO/IEC27001を認証取得し、情報セキュリティに対する取組みを行っているところである。

認証から４年が経過し、職員の情報セキュリティに対する意識は向上したが、形骸化が懸念されることから教育・訓練を通じ、組織として情報資産の安全管理の重要性を再認識し、適切な利用を行うよう意識向上に努める。

【実施項目と取組方法】

①　ISMSの継続的な改善

本会のセキュリティ対策の有効性を評価し、継続的な改善によりISMSの精度を向上させる。

②　教育･訓練の充実

職員の情報セキュリティに対する意識の向上及び本会情報セキュリティ対策の重要性を再認識するため、研修内容を充実させる。

③　情報システム監査の実施

本会が運用する情報システムのセキュリティレベルを維持するため、情報システム監査を計画的に実施する。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
3-2	情報セキュリティ体制の強化	・ISMSの継続的な改善 ・教育・訓練の充実 ・情報システム監査の強化	監査室
具体的な取組み	➢ 内部監査及びマネジメントレビュー等の結果から、本会情報セキュリティ対策及びISMSマニュアルの改定等、継続的な改善を実施する。 ➢ 最新の情報セキュリティに関する知識の習得及び本会情報セキュリティ対策の重要性を再認識するため、全職員等を対象とした研修内容を充実させる。 ➢ 本会情報システムに係るセキュリティ対策が実施されていることを確実にするため、情報システム監査を計画的に実施する。特に新たに稼働したシステム、制度改正等によりシステム改修されたものを重点的に実施する。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・ISMSの継続的な改善	→	→
・職員研修の充実	→	→
・情報システム監査の強化	→	→
・認証維持に向けた活動	・再認証に向けた活動	・認証維持に向けた活動

4　審査支払業務の効率かつ適正化

（1）審査事務の充実・強化

【現状と課題】

本会の査定率は、審査事務共助における高点数レセプトの精査、機械チェックの拡充により支払基金との差異は解消されたものの、第二期中期経営計画に掲げた目標数値の0.24%には及んでいない状況にあるため、更なる審査体制の強化が必要である。

「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」及び「国保審査業務充実・高度化基本計画」については、審査基準の統一、コンピューターチェックルールの公開等、中央の動向を注視しつつ、引き続き本会審査委員会及び支払基金との連携を密にして取り組んでいく。

また、営利優先とも思われる一律的な請求等に対し医療費適正化の観点から牽制機能を強化する必要がある。

【実施項目と取組方法】

① 査定率の努力目標

査定率については、高点数レセプトの精査、機械チェックの拡充等により一定の成果を上げているものの、他県連合会の伸びは著しく全国順位は下降傾向にある。

審査支払機関としての責務を果たすためには査定率を更に向上させる必要があるため、第二期中期経営計画に掲げた0.24%を努力目標とし、その達成を目指す。

② 高点数レセプトの審査事務共助の見直し

医科おいて13～40万点を高点数レセプトとして定め、標榜科別に目視を中心に精査し大いに成果を上げているが、国保中央会での特別審査（40万点以上）の対象点数引き下げの動向を見据え、本会においても対象点数の拡大等を検討し見直しを図ることで、より効果・効率性のある審査方法の確立を目指す。

③ 審査事務共助職員の能力向上

一次審査、再審査結果のフィードバックを目的とした課内研修（毎月）初任者を対象とした研修（随時）及び医学的知識の向上を目的とした全体研修（随時）を実施し、審査事務共助職員の能力向上を目指す。

④ 審査基準の統一化

「国保審査業務充実・高度化基本計画」において、審査基準の差異解消に向けた取組みの強化として審査基準の統一化が掲げられている。本会においても中央の動向に注視しつつ、本会審査委員会、支払基金等の関係機関と協議を重ね、審査基準の統一化を積極的に推進する。

⑤ 牽制機能の強化

診療内容が傾向的かつ他と比較し濃厚と思われる医療機関、あるいは将来的なコンピュータチェックルールの公開により、一律に基準の上限まで請求のある医療機関については、重点的に審査事務共助を行うとともに、審査結果通知による注意喚起や面談を通して医療費の適正化を図る。

⑥ 常務処理委員、審査専門嘱託員と審査事務共助職員との連携強化

審査委員会の医学的判断による査定事例等に対する審査事務共助職員への質疑対応や助言により職員の能力向上を図る。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
4-1	審査事務の充実・強化	・査定率の努力目標の設定 ・高点数レセプトの審査事務共助の見直し ・審査事務共助職員の能力向上 ・審査基準の統一化 ・牽制機能の強化 ・常務処理委員、審査専門嘱託員と審査事務共助職員との連携強化	審査部
具体的な取組み	➢ 第二期中期経営計画に掲げた査定率0.24%を努力目標とする。 ➢ 高点数レセプトの対象点数の引き下げを検討し、効果・効率性のある審査方法を確立する。 ➢ 各種研修会を実施することにより審査事務共助職員の能力向上を図る。 ➢ 医療機関への審査結果通知や面談を通して医療費の適正化を図る。 ➢ 常務処理委員、審査専門嘱託員と審査事務共助職員との連携を強化する。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・査定率の努力目標の設定と達成	・査定率の努力目標の達成	→
・高点数レセプトの審査事務共助の見直しの検討	・高点数レセプトの対象点数の引き下げ	→
・審査事務共助職員の能力向上	→	→
・審査基準の統一化	→	→
・牽制機能の強化	→	→
・常務処理委員、審査専門嘱託員と審査事務共助職員との連携強化	→	→

４　審査支払業務の効率かつ適正化

（２）画面審査の効果的な運用

【現状と課題】

　レセプト請求の電子化がほぼ達成され、高点数レセプト（13万点以上）に二画面審査を導入し、機械チェックにおいては、審査支援システムの算定ルール、審査支援、縦覧・横覧審査のみならず、外付けシステムを活用して機械チェック項目の拡充を図り、審査事務の充実・効率化に努めてきたところである。

　審査基準の統一化や更に審査事務の充実・効率化が求められる中、機械チェック項目の拡充や精度向上に向けた取組みが必要である。

【実施項目と取組方法】

①　機械チェック項目の拡充

外付けシステムが国保総合システムのサブシステムとして導入され、新たに縦覧・横覧審査が可能になることから、従来からの単月の機械チェック項目の拡充とともに、新たな縦覧・横覧審査についても実施する。

②　調剤レセプトとの突合審査

一次審査における調剤レセプトとの突合審査については、対象薬剤を順次拡充して保険者業務の軽減を図る。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
4-2	画面審査の効果的な運用	・外付けシステムにおける縦覧・横覧審査の実施 ・機械チェック項目の拡充 ・調剤レセプトとの突合審査	審査部
具体的な取組み	➢ 国保総合システムのサブシステムとして導入される縦覧・横覧審査を実施する。 ➢ 算定ルール、審査支援、外付けシステムのチェック項目を順次拡充する。 ➢ 突合審査の対象薬剤を順次拡充する。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・外付けシステムにおける縦覧・横覧審査の実施	→	→
・機械チェック項目の拡充	→	→
・調剤レセプトの突合審査	→	→

4　審査支払業務の効率かつ適正化

（3）診療報酬等支払過誤に係る保険者業務の軽減

【現状と課題】

本会では、保険者からレセプトの資格確認業務を受託しているため、資格誤りのレセプトは、被保険者証の記号・番号に該当がない等の一部を除き、保険者への請求後に過誤として調整を行っている。

しかし、被保険者の届出が遅延し、資格が遡及適用される場合には、受診時に資格がある被保険者証が未発行のため、窓口で証の確認を行った医療機関を経由して過誤調整が実施出来ない事例もある。

このため、医療費が確定された後の調整には、保険者の大きな負担が伴うことから、診療報酬等支払過誤に係る保険者業務を軽減する事を目的とした取組みを実施してきたところである。

なお、現在、国において検討されている医療保険のオンライン資格確認システム等の導入については、資格確認業務の抜本的な解消も期待できることから動向を注視し適切に対応していくことがさらに求められている。

【実施項目と取組方法】

① 医療費確定前に資格不備分を返戻する対象の拡大

資格不備等が判明したレセプトは、保険者の協力を得て、医療費確定前に返戻できるよう対象医療機関等の更なる拡大に取り組む。

② 保険者間調整の制度の普及促進

資格喪失後受診に係る医療給付費等を、医療機関を介さず、保険者間で調整する制度（保険者間調整）の更なる普及促進を図り、保険者業務の軽減に資する。

③ 医療保険のオンライン資格確認の実現

医療保険のオンライン資格確認については、未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）で、平成30年度からの段階的運用開始、平成32年度からの本格運用を目指すとされている。

これにより、未回収の保険証による受診などが抑制されることから資格過誤の減少につながり、保険者業務の効率化が期待できるため実現に向けた取組みを行う。

№	基本計画	実施計画項目	主管部署
4-3	診療報酬等支払過誤に係る保険者業務の軽減	・医療費確定前に資格不備分を返戻する対象の拡大 ・保険者間調整の制度の普及促進 ・医療保険のオンライン資格確認の実現	管理部
具体的な取組み	➢ 保険者の協力を得て、医療費確定前に、資格不備レセプトを返戻できる対象医療機関等を拡大するための調整を行う。 ➢ 平成27年度から実施している保険者間調整について、関連情報の提供及び保険者業務の支援内容の見直しを適宜行うなど、更なる制度の普及促進を図る。 ➢ 平成32年度からの実施が検討されている医療保険のオンライン資格確認について、関連情報の提供など実現に向けた調整を行う。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・ 第二期計画に引き続き、資格不備レセプトを医療費確定前に医療機関等へ返戻する対象明細書等の拡大に向けた事例調査及び実施に向けた調整を行う。 ・ 処理件数が確実に増加している保険者間調整の更なる普及促進に向けた調査及び調整を行い、保険者業務の軽減に努める。 ・ 医療保険のオンライン資格確認が実現されれば、未回収の保険証による受診などが抑制され資格過誤の減少につながり、保険者業務の軽減に直結するため実施に向けた調整を行う。		

5　保険者及び市町村サービスの充実及び拡大

（1）保健事業への支援

【現状と課題】

国民医療費の総額が40兆円の大台を超え、医療費の増加が叫ばれる中、住民に密着した保健事業はますます重要性を増しており、本会においては昨年度から重点事業として取組んでいる「病気を根底から無くしていくための方策」を柱とする保健事業の更なる充実・強化を図ることにより、医療費の適正化を目指していく。

住民に保健事業の重要性を認識してもらうため、健康イベント事業を市町村と共同で実施することにより、地域の保健事業として定着し、地域に根付いた健康づくりに貢献できるよう努めるとともに、被保険者に特定健診結果を分かりやすく伝えることにより、健康に対する自発的な予防と気づきを促し、意識改革の向上を図ることにより保健指導率の底上げを目指していく。

また、愛知県国民健康保険運営方針連携会議等の一員として、愛知県国民健康保険運営方針に記載されている、医療費適正化に対する保健事業の取組みについては、更なる新しい提言を目指すとともに、連合会のノウハウをしっかり発信することにより、医療費適正化を推進する。

AI Cubeの機能強化を図ることで、より効率的かつ効果的な保健事業の実施につなげていく。

保健事業助成金交付事業については、毎年度交付対象事業の見直しを図り、幅広く継続的に支援することで、保健事業への取組みを加速させる。

加えて、引き続き保健事業・支援評価委員会を開催することにより、市町村が実施する保健事業を、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的に実施できるよう促進していく。

【実施項目と取組方法】

＜保健事業＞

・保険者での医療費情報の分析効果を高めるため、KDBシステムとAI Cubeとのデータ連携を図りつつ、安定運用を目指す。
・保険者での保健事業の推進を図るため、KDBシステムとAI Cubeを活用した糖尿病性腎症重症化予防事業実施のための研修会や重複頻回受診者訪問事業の導入支援等の保険者支援を実施する。
・国の掲げる重複投薬の是正に呼応し、重複服薬者に対する投薬情報の提供を行う。
・特定保健指導率の底上げに向け、特定保健指導対象者へ結果をわかりやすく伝え、健康に対する自発的な予防と気づきを促す帳票の提供を行う。
・県内保険者の保健事業の事例をAI Cubeに掲載することにより、他保険者がその事例を参考に未実施の保健事業の導入を支援する。
・在宅保健師及び本会保健師等を保険者に派遣し、疾病予防や重症化予防等に対する保健事業を支援する。
・地域に根差した保健事業を定着させるため、健康イベント事業を市町村と共同で実施する。
・更なる医療費の適正化推進に向け、愛知県国民健康保険運営方針連携会議等で積極的に提言するとともに、AI Cubeの機能強化により保健事業を効率的かつ効果的な実施につなげるよう支援する。
・保健事業助成金交付事業については、保険者ニーズを把握しながら毎年交付対象事業の見直しを図り、保健事業に対して幅広く継続的に支援することで保険者の保健事業への取組みを加速させる。
・保健事業・支援評価委員会を定期的に開催し、保険者で課題となっている保健事業の目標値や評価指標等に対し、助言等により支援する。

＜特定健診・特定保健指導＞

・マスメディア等を活用し、特定健診・特定保健指導の普及啓発を行う。
・特定健診受診勧奨ハガキを作成し、保険者に配布を行うなど、特定健診受診率等の向上に向けて支援する。
・特定保健指導率の向上を図るため、研修会を開催し、従事者の指導技術や意識改革の向上を目指す。

№	基本計画	実施計画項目	主管部署
5-1	保健事業への対応	・保健事業への支援 ・特定健診・特定保健指導への支援	保健事業課
具体的な取組み	＜保健事業＞ ➢ KDB・AI Cubeを活用した保健事業実施研修会及び重複頻回受診者訪問事業導入支援 ➢ AI Cubeを活用した保健事業事例の横展開による新規保健事業導入支援 ➢ 国の掲げる重複服薬の是正に呼応した、重複服薬者に対する投薬情報提供 ➢ 保健事業助成金交付事業により、保険者が実施する保健事業を支援する。 ➢ 地域に根差した保健事業を定着させるため、保険者との共同参加型イベントの実施 ＜特定健診・特定保健指導＞ ➢ マスメディアを活用した効果的な普及啓発事業を実施する。 ➢ 受診率向上に向けて受診勧奨ハガキを作成する。 ➢ 従事者の指導技術向上を目的とした研修会を開催する。		

年　度　目　標

平成30年度	平成31年度	平成32年度
・KDB・AI Cubeを活用した保険事業実施研修会及び重複頻回受診者訪問事業導入支援	→	→
・AI Cubeを活用した保健事業事例の横展開による新規保健事業導入支援	→	→
・国の掲げる重複服薬の是正に呼応した、重複服薬者に対する投薬情報提供	→	・県国保運営方針に基づく保健事業への対応（事例提供・支援） →
・助成金事業による支援及び対象事業の見直し	→	→
・地域に根差した保健事業を定着させるため、保険者との共同参加型イベントの実施	→	→
・マスメディア等を活用した普及啓発	→	→
・特定健診受診勧奨ハガキ及び特定健診結果情報の作成及び提供	→	→
・従事者の指導技術向上を目的とした研修会の開催	→	→

5　保険者及び市町村サービスの充実及び拡大

（2）保険者事務の軽減

＜国保保険者のレセプト二次点検業務の拡充＞

【現状と課題】

同一医療機関単位で行う一次審査とは異なり、被保険者単位の観点で行う縦覧点検や横覧点検を始めとするレセプト二次点検業務は、より一層の充実が求められている。

平成29年度より、後期高齢者医療のレセプトを中心に、新たなシステムを導入して二次点検業務の強化に取り組んだ結果、査定件数・点数共に一定の成果を得ることができたことに加え、そのノウハウも蓄積することができた。

現在、国保分については、5保険者からの受託分を実施しているところであるが、後期高齢者に見られるようにかなりの成果が期待できるため、今後は受託の拡大を図り、更なる点検事務の充実を目指す。

【実施項目と取組方法】

① 意向調査及び説明会

本会への委託する意向調査を行う。二次点検業務（点検項目、処理スケジュール、本会へ委託することのメリット、委託料単価、契約方法等）の説明会を全保険者向けに行う。

② 点検事務の強化

現在行っている二次点検システムの更なる充実に向け、システムチェック項目の追加・変更・削除など継続的改善を行い、効率的かつ効果的な点検事務へ成長させる。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
5-2	保険者事務の軽減	・意向調査及び説明会 ・点検事務の強化	保険者支援課
具体的な取組み	➢ 本会への委託に対する意向調査及び全保険者向けに説明会を実施する。 ➢ 二次点検システムの更なる充実に向け、システムチェックの継続的改善。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・委託意向調査及び説明会の実施	→	→
・点検事務の強化	→	→

5　保険者及び市町村サービスの充実及び拡大

（2）保険者事務の軽減

＜第三者求償事務の支援強化＞

【現状と課題】

第三者行為損害賠償求償事務は、医療費適正化としての財政効果が期待され、重点事業として位置付けられている。

これまで、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、市町村条例に基づく福祉医療のほか、生活保護に係る一部求償事務を受託している。

また、第三者による事故が多様化している中、自動車事故以外に自転車事故等の個人賠償保険による案件も受託し、範囲の拡大を図っている。

求償事案の掘り起こし支援のため、啓発事業の充実を図るとともに、保険者における債権回収の取組みを支援するほか、本会職員のスキルアップ、損保OB等の採用による支援体制の強化を図り、保険者の負託に応える。

【実施項目と取組方法】

① 広報事業の強化

訴求効果の高い傷病届提出促進ポスター・リーフレット・チラシ等を保険者、医療機関等へ配布し、求償事案の掘り起こしを図るとともに本会ホームページを活用した啓発支援を行う。

② 保険者求償事務支援の強化

希望保険者を個別に訪問し、求償事務の留意点、事例紹介、質疑応答など求償事務全般に関する相談や助言を行う。

また、直接求償事務の取組強化について、保険者と本会において双方の役割分担を見直すとともに連携協力体制の改善などを協議する。

③ 求償事務の取組強化

愛知県国民健康保険運営方針や国の取組強化方針に基づき、求償アドバイザーの活用や債権管理など求償事務担当者研修会の内容を充実強化する。

④ 事務処理の効率化

第三者行為求償システムなどを効率的に活用し、保険者事務の軽減に努める。

⑤ 具体的対応策の検討

専門研修への参加や法律相談を通じて本会職員のスキルアップを図るとともに損保OB等の採用による専門性の向上を図る。
また、会計検査院から取組強化を求められている加害者直接請求については、①受託要件の確定②受託解除要件の確定③市町村による給付制限の断行④市町村と本会の役割分担の明確化⑤人員の確保などの課題をクリアしながら、受託拡大に向けた検討を重ねていく。

№	基本計画	実施計画項目	主管部署
5-2	保険者事務の軽減	第三者求償事務の支援強化	求償対策課

具体的な取組み

- 広報事業の充実強化を図り、ホームページの活用や訴求効果の高い広報物を保険者、医療機関等に配布するなど求償事案の掘り起こしを支援する。
- 個別に保険者訪問を行い、求償事務支援及び求償事務全般に関する相談業務を実施する。
- 損保会社との連携を強化し、人傷傷害保険の中途精算のやり直しや締結した傷病届作成支援覚書の遵守状況の確認を行い、円滑な業務遂行に努める。
- 加害者直接請求案件や訴訟案件などの滞留案件の解消に努め、医療費適正化に寄与する。
- 求償システムの改修や他システムとの連携を検討し、事務の効率化を図り、保険者事務の軽減に努める。
- 専門研修への参加や法律相談などを積極的に行い、職員のスキルアップを図る。
- 加害者直接請求について、課題をクリアしながら受託拡大に向けた検討を重ねる。

年　度　目　標

平成30年度	平成31年度	平成32年度
・保険者求償事務の支援強化	→	→
・継続的な保険者事務の軽減	→	→
・広報事業の強化	→	→
・受託拡大に向けた検討	→	・受託拡大案件の実施
	・愛知県国民健康保険運営方針に基づく保険者求償事務担当者研修会の充実強化	

5　保険者及び市町村サービスの充実及び拡大

（3）介護保険・障害者総合支援業務の充実・強化

【現状と課題】

団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年に向けて介護ニーズも増大することが想定される中で、制度の安定性・持続可能性を高める取組みが求められている。

また、障害者の重度化・高齢化を踏まえた障害者の地域移行の推進、地域生活の支援体制の整備も重要とされている。

これらを背景に法律や省令が改正される中、本会では、改正内容に対応した介護保険・障害者総合支援審査支払業務及び介護サービスに係る苦情相談業務を確実に実施したうえで、共同処理業務、介護給付適正化事業に関する受託業務の充実により、保険者及び市町村へのサービスを向上させる必要がある。

障害介護給付費及び障害児給付費については、改正障害者総合支援法等により平成30年度から国保連合会に審査を委託することが出来ることとなったため、自治体、厚労省、国保連合会等で取りまとめられた実施内容に基づき、市町村での二次審査の前に行う一次審査を確実に行っていくこととなる。

平成32年には、国保中央会開発の介護、障害審査支払システムの更改が予定されていることから、中央会システム更改に係る準備及び本会独自システムの整備、運用方法の再確認も必要となる。

【実施項目と取組方法】

①　保険者及び市町村へのサービス向上

・法律や省令改正に伴う業務並びに保険者事務共同処理を確実に行う。
・審査支払業務に必要な事業所、受給者情報について、台帳システムへの正確な登録を支援する。
・保険者、市町村職員を対象に、介護保険等の業務に関する研修会を開催する。
・介護サービスに係る苦情、相談業務を適切に実施すると共に、不正や不適切な運営をしている事業者の情報を愛知県及び市町村に提供し、行政指導、監査業務の後方支援を行う。

② 介護給付適正化事業の充実

・保険者の担当職員を対象に、適正化事業についての有識者を講師とする研修会及び国保連合会適正化システムから提供される情報の利活用についての研修会を開催する。
・介護給付費審査委員会（審査部会）を円滑に運営し、介護給付費の縦覧審査を効果的、効率的に行う。
・保険者へ職員を派遣し、介護給付適正化業務の効果的な実施に資する支援事業を行う。
・愛知県及び保険者と連携を深め、適正化業務をより充実させる。

③ 事業所対応の強化

・県及び市が開催する事業者説明会に講師を派遣し、介護給付費、障害介護給付費の正しい請求方法についての説明を行う。
・県や市町村への施設基準届出登録状況と請求内容に相違がないか、事業所自身で請求前に確認するよう啓発活動を行う。
・本会ホームページの掲載内容を適宜見直し、事業所への提供情報を充実させる。

④ 審査支払システム更改に向けての準備

・システム更改に関する仕様変更及び機能拡充等について、保険者、市町村等との情報共有を確実に行う。
・システム更改及び運用方法の見直し計画を策定し、標準システム及び本会独自システムの更改を効率的、効果的に行う。

No.	基本計画	実施計画項目	主管部署
5-3	介護保険・障害者総合支援業務の充実・強化	・保険者及び市町村へのサービス向上 ・介護給付適正化事業の充実 ・事業所対応の強化 ・審査支払システム更改に向けての準備	介護福祉室
具体的な取組み	➢ 法改正等に伴う業務内容変更に確実に対応する。 ➢ 事業所、受給者台帳整備を支援する。 ➢ 保険者職員に向けての研修会を開催する。 ➢ 介護給付適正化業務の充実のための保険者訪問支援を行う。 ➢ 事業所へ正しい請求に資する啓発活動を行う。 ➢ 次期システム更改を効果的に行う。		

年　度　目　標		
平成30年度	平成31年度	平成32年度
・保険者向け研修会の開催	→	→
・事業所に向けて、正しい請求のための情報提供及び啓発活動実施	→	→
・介護給付適正化業務の充実	→	→
・次期システム更改計画の策定	・更改計画に基づく準備及びテスト実施	・システム更改

Ⅴ　実施体制

1　計画の作成と進捗管理

中期経営計画推進委員会及び検討部会を設置し、計画の作成・遂行並びに年度ごとに進捗状況等の管理を行っていく。

2　達成度・取組み状況の評価

年度ごとに本計画の達成度、取組み状況等を取りまとめた内容を上記委員会で協議する。

3　社会情勢の変化等への対応

社会情勢の変化等に適切に対応するため、上記委員会を適宜開催し、見直しを図る。

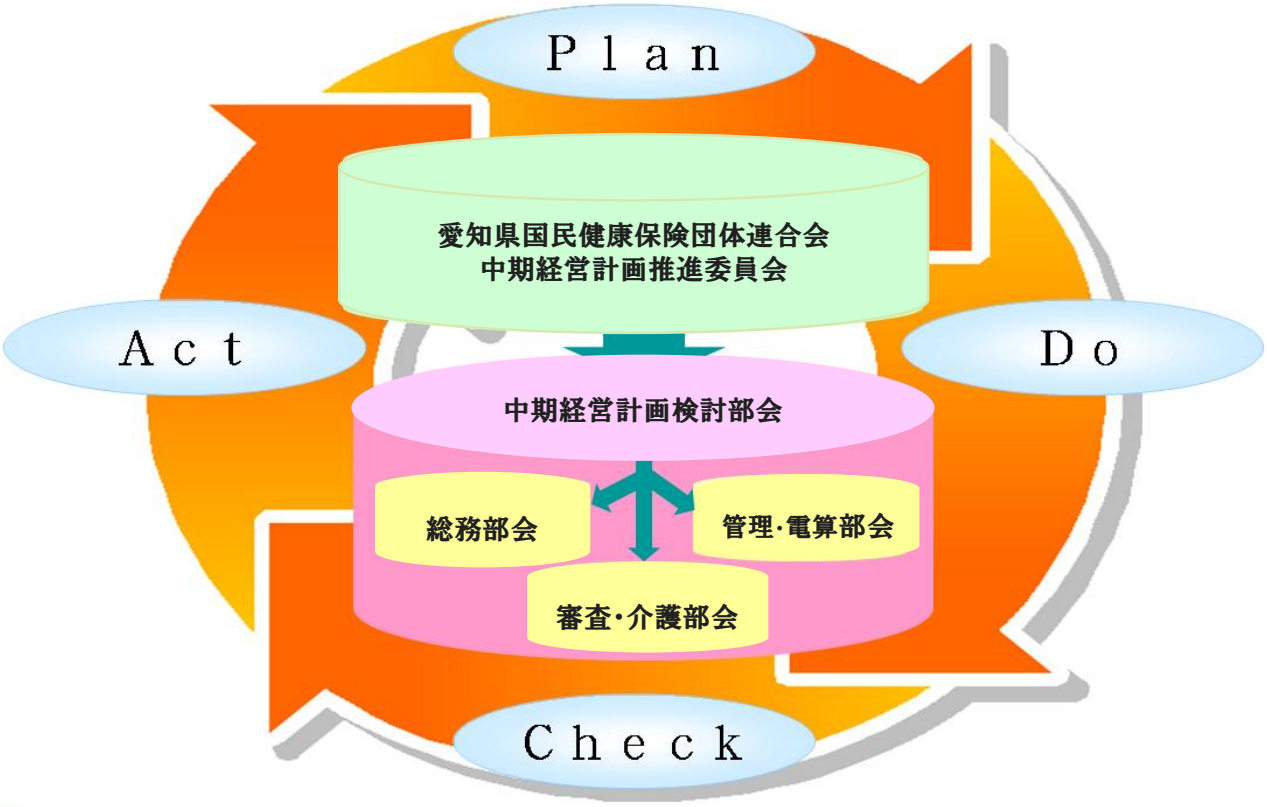

愛知国保

“だからできる”

をめざして

愛知県国民健康保険団体連合会